2　一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要届出区域の間において、一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該汚染土壌が当該他の形質変更時要届出区域に搬入された日から六十日以内に終了するものとする。

（指定の申請）

第五十四条　法第十四条第一項の申請は、様式第二十による申請書を提出して行うものとする。

第五十五条　（略）

一～三　（略）

四　申請に係る調査において土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称

五　（略）

第五十六条　（略）

一・二　（略）

三　申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

四・五　（略）

第五十七条　法第十四条第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第二十一による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（台帳）

第五十八条　（略）

2～4　（略）

5　要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあっては様式第二十二、形質変更時要届出区域にあっては様式第二十三のとおりとする。

一～三　（略）

四　法第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあっては、その旨

五　土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

六　要措置区域等内の土壌の汚染状態並びに第十一条第一項、第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十四条第一項又は第十四条の二第一項の規定により土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した場合における土壌汚染状況調査（法第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあっては、同項の規定により土壌汚染状況調査とみなされた申請に係る調査。第七項第一号において同じ。）の結果により法第六条第一項、第十一条第一項又は第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあっては、当該省略をした旨及びその理由

七　土壌汚染状況調査を行った指定調査機関（法第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあっては、同項の規定により土壌汚染状況調査とみなされた申請に係る調査を行った者）の氏名又は名称

（指定の申請）

第五十四条　法第十四条第一項の申請は、様式第十一による申請書を提出して行うものとする。

第五十五条　（略）

一～三　（略）

四　申請に係る調査において土壌その他の試料の採取を行った地点及び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称

五　（略）

第五十六条　（略）

一・二　（略）

（新規）

三・四　（略）

第五十七条　法第十四条第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第十二による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（台帳）

第五十八条　（略）

2～4　（略）

5　要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあっては様式第十三、形質変更時要届出区域にあっては様式第十四のとおりとする。

一～三　（略）

四　法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあっては、その旨

（新規）

五　要措置区域等内の土壌の汚染状態並びに第十一条第一項、第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十四条第一項又は第十四条の二第一項の規定により調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した場合における土壌汚染状況調査（法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあっては、同項の規定により土壌汚染状況調査とみなされた申請に係る調査。次項第一号において同じ。）の結果により法第六条第一項、第十一条第一項又は第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあっては、当該省略をした旨及びその理由

六　土壌汚染状況調査を行った指定調査機関（法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあっては、同項の規定により土壌汚染状況調査とみなされた申請に係る調査を行った者）の氏名又は名称